

農地利用集積事業実施要領の運用について

(平成22年3月25日付け21経営第6902号農林水産省経営局長通知)

第1 趣旨

農地利用集積事業実施要領(平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。)に基づく農地利用集積事業の実施については、要領に定めるほか、この通知に定めるところによる。

第2 農地利用集積円滑化促進事業

1 農地利用調整活動支援事業

(1) 利用集積交付金の対象とならない利用権の設定

要領第2の1の(1)のイの(ア)に規定する農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が別に定める利用権の設定は、次のとおりとする。

ア 世帯員等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。)の間での利用権(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下同じ。)の設定

イ 設定されている利用権をその存続期間中に解約し、当該利用権の設定を受けていた者に対して行われる利用権の設定

ウ 農業を営む法人を単独で設立する者及びその世帯員等が所有する農地の当該法人に対して行われる利用権の設定

エ その他農地の効率的な利用を促進すると認められない利用権の設定等基盤強化法及び関連通知の趣旨や内容に則していると認められない利用権の設定並びに農地利用集積円滑化団体(基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)が実質的に利用調整を行ったと認められない利用権の設定

(2) 設定期間要件の例外

ア 要領第2の1の(1)のイの(ア)のbに規定する経営局長が別に定める利用権の設定は、一定の区域内においてあらかじめ定められた計画により6年以上の期間継続して行われる作付作物のブロックローテーション等に係る利用権の設定をいう。

なお、この場合の利用集積交付金(要領第2の1の(1)のイの(ア)の利用集積交付金をいう。以下同じ。)の対象となる農地の面積の算定に当たっては、当該計画に基づく事業実施年度以降6年間の各年度の利用権の設定が行われる農地の面積の合計を6で除した面積とする。

イ 実施主体の長は、アの適用を受けようとするときは、要領第2の1の(4)に規定する各手続において、その旨を明らかにする書類を添付するものとする。

(3) 利用集積交付金の使途

要領第2の1の(1)のイの(ウ)の経営局長が別に定める経費は、次のとおりとする。

ア 農地所有者代理事業(基盤強化法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者

代理事業をいう。以下同じ。)及び農地売買等事業(基盤強化法第4条第3項第1号のロに規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)を行うための会議費、謝金、印刷費、旅費、燃料費、臨時職員の賃金、通信費及び消耗品に係る経費

イ 実施主体が行う農地所有者代理事業により農地所有者から委任を受けた農地及び農地売買等事業により借り受けた農地の保全管理費

ウ 農地の所有者及び利用権の設定を受ける者に、農地所有者代理事業及び農地売買等事業への参加を奨励するための交付金

エ その他実施主体が農地所有者代理事業及び農地売買等事業を行うために必要となる経費

(4) 利用権の設定が解約された場合の利用集積交付金返還の例外

要領第2の1の(1)のイの(イ)のaの(b)の経営局長が別に定める場合は、利用権の設定が解約された農地について、次の要件のすべてを満たす新たな利用権の設定が、解約が行われた日が属する年度内に行なわれた場合とする。

ア 新たな利用権の設定が、実施主体が行う農地利用集積円滑化事業(基盤強化法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。以下同じ。)により行われたものであること。

イ 新たな利用権の設定が、要領第2の1の(1)のイの(ア)のa、c及びdの要件のすべてを満たすもの(実施主体への利用権の設定及び第2の1の(1)に規定する利用権の設定を除く。)であること。

ウ 新たな利用権の設定の期間が、解約された利用権の設定の効力発生の日から6年が経過する日以降まで存続すること。

(5) 推進員設置費の用途

要領第2の1の(1)のウの(ア)に規定する経営局長が別に定める経費の用途は、次のとおりとする。

ア 推進員(要領第2の1の(1)のウの(ア)に規定する推進員をいう。以下同じ。)に対する日当

イ 推進員が要領第2の1のウの(イ)の活動を行うための会議費、印刷費、旅費、燃料費、通信費及び消耗品に係る経費

(6) 推進員設置費の上限

ア 1人当たりの推進員設置費は、60万円を上限とする。

イ 実施主体当たりの推進員設置費は、下表左欄に掲げる農地面積(作物統計調査規則(昭和46年農林省令第40号)に基づく面積調査(いわゆる「耕地及び作付面積統計」)の結果による平成20年における耕地の面積等によるものとする。)に応じ、右欄に掲げる額を上限とする。

ただし、複数の農地利用集積円滑化団体の行う農地利用集積円滑化事業の実施地域が重複する場合は、当該複数の実施主体が調整してそれぞれに配分した農地面積を実施主体が行う農地利用集積円滑化事業実施地域の農地面積とする。

実施主体が行う農地利用集積円滑化事業実施地域の農地面積	実施主体当たりの推進員設置費の上限
3,000ヘクタール未満	60万円
3,000ヘクタール以上 12,000ヘクタール未満	農地面積に1ヘクタール当たり200円を乗じた額
12,000ヘクタール以上	240万円

(7) 推進員活動報告の様式

要領第2の1の(1)のウの(ウ)の活動報告は、様式第1号によるものとする。

2 農地引受支援事業

(1) 農地引受支援費の用途

要領第2の1の(2)のイの(ア)の経営局長が別に定める農業資材費等は、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）が、要領第2の1の(2)のイの(イ)に規定する農地において農業生産活動を行う場合に新たに発生する次の経費（本事業実施年度及び翌年度に必要なものとして本事業実施年度に支出するものに限る。）とする。

- ア 種苗費
- イ 肥料費
- ウ 農業薬剤費
- エ 水利費
- オ 農機具借料

(2) 小規模基盤整備の内容

ア 要領第2の1の(2)のウの(ア)の経営局長が別に定める整備の内容は、下表に掲げるもので、利用権の設定が行われた農地をより効率的に利用できるようにするために行うものとする。

工種	内容	耐用年数
(ア) 障害物の除去	耕作に支障となる木竹の抜根、石礫の除去、温室の除去	30年
(イ) 深耕	作物を栽培する上で必要な作土深の確保	1年
(ウ) 整地	切土、盛土、均平、畦畔除去	30年
(エ) 客土	搬入客土、反転客土	30年
(オ) 暗きょ排水	集水暗きょ、弾丸暗きょ等簡易な暗きょの設置	10年
(カ) その他	(ア)から(オ)までに準ずるものであって、実施地区の特性に即した農地の利用集積を図る上で必要であり、かつ、補助事業として適切なもの	(ア)から(オ)に準じる

イ 本事業で実施する小規模基盤整備は、当該整備に要する経費が、次の算式で得られる額の範囲内のものとする。

(当該整備を実施する農地の近傍類似の農地についての農業委員会が提供する農地に関する情報(農地法第52条に規定する農地に関する情報をいう。)に基づく借賃)

×(アの表に掲げる整備を行う工種の耐用年数(複数工種の整備を行う場合には、耐用年数が最も長い工種の耐用年数))

×(当該整備を実施する農地の面積)

3 市町村活動支援事業

要領第2の1の(3)のイの経営局長が別に定める経費は、会議費、印刷費、旅費、燃料費、通信費、消耗品その他実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要な経費とする。

4 手続

(1) 要領第2の1の(4)のアの事業計画及びエの事業実績報告は、様式第2-1号及び様式第2-2号によるものとする。

(2) 要領第2の1の(4)のイの事業計画についての重要な変更は、次に掲げるもののいずれかとする。

ア 事業費の30パーセント以上の増減

イ 要領第2の1の(1)の農地利用調整活動支援事業における利用集積交付金及び推進員設置費、要領第2の1の(2)の農地引受支援事業における農地引受支援費及び小規模基盤整備支援費並びに要領第2の1の(3)の市町村活動推進事業の追加又は廃止

(3) 要領第2の1の(4)のウの実施状況報告は、様式第3号によるものとする。

第3 都道府県事業

1 活動に必要な事務に要する経費

要領第2の2の(2)の経営局長が別に定める経費は、会議費、謝金、印刷費、旅費、通信費、消耗品その他実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要な経費とする。

2 手続に係る様式

要領第2の2の(3)の事業計画及び(4)の事業実績報告は、様式第4号によるものとする。

附 則

1 農地確保・利用支援事業実施要領の運用について(平成21年4月6日付け経営第7161号農林水産省経営局長通知)は、廃止する。

2 農地確保・利用推進体制支援事業実施要領の運用について(平成21年4月6日付け

経営第7163号農林水産省経営局長通知)は、廃止する。

3 1及び2の規定により廃止される通知に基づき、平成21年度に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 この通知は、平成22年4月1日から施行する。